

## 検討委員会からのお知らせ

### ～ 歯科外来診療感染対策加算 2 (外感染 2) 及び歯科外来診療感染

### 対策加算 4 (外感染 4) の施設基準に該当する研修について ～

日本歯科医師会より下記講習会について、外感染 2 及び外感染 4 の施設基準に係る取扱い通知における「感染経路別予防策（个人防护具の着脱法等を含む。）及び新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を 1 年に 1 回以上受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。」に該当する旨、通知がありました。

※ 日本歯科医師会より厚生労働省に確認済

#### 厚生労働省委託事業 令和 5 年度院内感染対策講習会 2

詳細については下記サイトをご確認ください。

「地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け」  
(厚生労働省 HP 講習会 2 について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_42434.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42434.html)

#### 施設基準要件に該当するタイトル

- (1) 標準予防策と経路別予防策
- (3) 洗浄・消毒・滅菌
- (4) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (5) 血液体液曝露対策とワクチンプログラム
- (7) インフルエンザやノロウイルス感染症等のアウトブレイク対策
- (11) 新型コロナウイルス感染症・新興感染症に関する院内感染対策

※ 上記 6 つを受講することで施設基準要件を満たします。